

# さいたま市浸水住宅改良資金融資条例

平成13年5月1日

条例第269号

## (目的)

第1条 この条例は、降雨等により浸水する専用住宅及び店舗等併用住宅で、常時居住の用に供する建物を改良しようとする者に対し、必要な資金(以下「資金」という。)の融資を行い、もって市民生活の安定と福祉の増進に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定金融機関 市が住宅改良資金の融資を行うべき金融機関として指定し、預託契約を締結した金融機関をいう。
- (2) 住宅 専用住宅及び店舗等併用住宅で常時居住の用に供するものをいう。
- (3) 住宅の改良
  - ア 浸水を防ぐ目的をもって、住宅の床面を高くするための工事及び直接これに付随する工事をいう。
  - イ 通常の床面を高くする工事では、浸水の予防が困難な場合の家屋の増改築工事及び直接これに付随する工事をいう。

## (融資の対象)

第3条 資金の融資対象は、前条第2号に該当する住宅の浸水を防ぐ目的をもって行う、同条第3号ア又はイに該当する住宅の改良の工事とする。

## (資格要件)

第4条 資金の融資を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 土地又は住宅が資金の融資を受けようとする者の所有であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であると認められること。
- (4) 資金の償還及び利子の支払いについて弁済能力を有すること。
- (5) 確実な連帯保証人があること。

## (融資限度額)

第5条 この資金の融資限度額は、1件につき300万円とする。

## (融資の条件)

第6条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資期間
  - ア 融資額が100万円以下の場合 5年以内

- イ 融資額が100万円を超え300万円以下の場合 10年以内
- (2) 償還方法 元金均等月賦償還とする。ただし、繰上償還することができる。
- (3) 措置期間 融資を受けた月の翌月から6月以内とする。
- (4) 利息 年利率7.5パーセント以下とする。
- (5) 担保 原則として担保を徴する。
- (6) 連帯保証人 2人以上とする。ただし、配偶者を有する者は、配偶者をふくめるものとする。

(借入申請の手続)

第7条 資金の融資を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める借入申請書を市長に提出しなければならない。

(調査)

第8条 市長は、特定金融機関に、申請者又は第10条の規定により資金の融資の決定を受けた者(以下「借受人」という。)に対し、資金の用途、住宅の改良工事の施行状況その他必要な事項を調査させることができる。

(審査会の設置)

第9条 資金の融資資格その他の重要事項を審査するため、さいたま市浸水住宅改良資金融資審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員8人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 特定金融機関の職員

(2) 市職員

4 前項第1号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 第3項第1号の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(融資の決定)

第10条 市長は、第7条の規定により資金の借入申請があったときは、審査会に諮り、融資の可否及び融資額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(預託)

第11条 市長は、この資金の融資を円滑にするため、その必要資金を特定金融機関に預託する。

(融資時期)

第12条 特定金融機関は、市長からこの資金の融資通知書を受理したときは、遅延なく、申請者に対し決定資金の融資を行うものとする。

(融資報告)

第13条 特定金融機関が前条の規定により、資金の融資を行い、又は既に融資した金額の償還を受けたときは、融資状況の報告書を市長に提出しなければならない。

(融資の取消し等)

第14条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は融資金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第4条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 当該家屋を取り壊したとき。
- (4) 融資決済後3月以内に当該工事の着手をしないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不正の行為があったとき。

(必要書類の提出)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、借受人から必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに合併前の水害予防のための住宅改善資金融資条例(昭和42年浦和市条例第23号)、大宮市浸水住宅改良資金融資条例(昭和48年大宮市条例第33号)又は与野市浸水住宅改善資金融資条例(平成4年与野市条例第28号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた融資、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により決定された融資金については、なお合併前の条例の例による。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

4 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市浸水住宅改良資金融資条例(昭和61年岩槻市条例第24号。以下「編入前の岩槻市条例」という。)の規定により決定された融資については、なお編入前の岩槻市条例の例による。

(追加〔平成17年条例125号〕)

附 則(平成17年3月25日条例第125号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。